

第5期

概要版

朝霞市地域福祉計画

朝霞市地域福祉活動計画

計画期間：令和8年(2026)年度 ▶ 令和12年(2030)年度

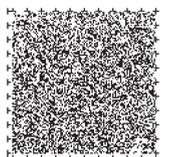
～支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち～



朝霞市

社会福祉
法人 朝霞市社会福祉協議会

※ 計画書の右下の切り欠きは「音声コードUni-Voice (ユニボイス)」の位置を示すものです。
iOS・Android向けスマホアプリの「Uni-Voice (一般向け)」と「Uni-Voice Blind (視覚
障がい者向け)」の2種類に対応しています。アプリを起動し、「音声コードUni-Voice (ユニボ
イス)」にかざすと、印刷物の内容が読み上げられます。



背景・目的

少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄が進む中、誰もが安心して地域で暮らしていくためには、行政や地域住民が協働し、全市総ぐるみの地域福祉の推進が特に重要となっています。



計画の位置付け

地域福祉計画は、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」をつくる計画で、朝霞市が策定します。

地域福祉活動計画は、地域住民や民間団体が主体となった具体的な活動内容を記載する計画で、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会が策定します。

地域福祉のさらなる推進を図るため、両者を一体的に策定しました。

地域の主な福祉課題

支援につながりにくい人への包括的な支援体制の構築

- 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり
- これまで相談や支援につながりにくかった人々に着目した、プッシュ型（アウトリーチ型）の相談体制の構築
- 地域での様々な活動や仕組みを活かした重層的支援体制整備を通じた、包括的・継続的な支援体制の構築

地域ぐるみの支え合いと居場所づくりの促進

- 日常生活上の支援や孤独・孤立防止、社会参加、生きがいづくりに向けた、地域ぐるみの取組
- 日ごろから隣近所での顔の見える付き合いの広がりや、多様な交流の機会や場づくり、安心して過ごせる居場所の確保

多様なニーズに対応した柔軟で分野横断的な支援

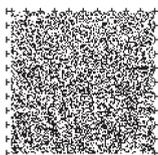
- 適切な情報提供、成年後見制度の利用促進、住宅確保要配慮者への支援など、個別ニーズに応じた柔軟な支援
- 支援団体間のネットワーク強化や、地域の多様な主体による継続的な支援

市民活動・ボランティアなど、社会参加の促進

- 気軽に参加できるボランティアや地域活動などのきっかけづくり
- 誰もが気軽に外出し、様々な活動に参加できるよう、道路・施設のバリアフリー化、公共交通の維持・充実

防災・防犯の地域づくりの強化

- 地域住民が主体的に関わる防災・防犯の取組
- 支援を要する人への情報共有、多様な主体との協働を推進
- 地域全体で支え合う仕組みづくり



計画の基本理念

支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち

第5期目の本計画においても、第4期の基本理念を継承しつつ、地域共生社会の実現に向けて、市民、行政、団体等すべての主体が協働連携を一層強化することで、誰もが安心して住み続けられるまちの実現をさらに目指していきます。

基本目標

基本目標 1

地域共生社会の構築

人と人とのつながりが希薄化する中、お互いが存在を認め合い、孤立することなく、その人らしい生活を送ることができるよう、重層的な支援体制を整備し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。

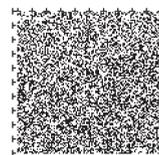


基本目標 2

誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現

誰もが互いに尊重し合い、地域で共に生きる社会の実現を目指し、差別や偏見といった「こころ」の障壁についても「バリアフリー」を推進します。

また、身近な人とのつながりや社会参加の機会を推進し、誰一人取り残すことのない仕組みづくりを推進します。



基本目標 3

誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実

誰もが自分の意思で地域で暮らし続けることができるよう、日常生活の支援、社会参加の支援、就労支援などの充実を図ります。

また、複雑・複合化した課題に対して、多機関が協働し、円滑に支援を行える体制の充実を図ります。

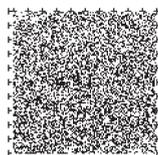


基本目標 4

誰もが安心して生活できる支援の充実

一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯等も増加していることから、市独自の見守りサービスの充実や、地域の見守り体制づくりを推進します。

また、住宅確保に配慮が必要な人への住まいと生活の一体的な支援や、犯罪のないまちづくりに向けた地域ぐるみの取組を推進します。



施策体系

基本理念

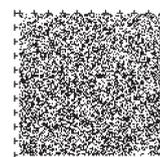
基本目標

方向性

主な施策

支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち

			朝霞市	社会福祉協議会
支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち	1 地域共生社会の構築	(1) 地域共生社会に向けた重層的な支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援体制整備事業の構築 ● 地域包括ケアシステムの深化 	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワークの推進
		(2) 地域福祉活動等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員の活動支援 ● コミュニティ活動・市民活動の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民主体の地域福祉活動への支援 ● 地域福祉活動支援のための財源確保
		(3) 地域福祉人材の発掘及び育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援体制整備事業の推進 ● 認知症総合支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動の推進
	2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現	(1) 相互理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉への理解促進と地域交流の推進 ● 認知症への理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉に関する理解の拡充
		(2) 権利擁護と尊厳の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護の推進及び虐待やDVなどへの対応 ● 成年後見制度の周知及び利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護事業の推進
		(3) 社会参加とつながりづくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で育む社会参加と共生の場づくり ● 多文化共生への理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の交流の活性化
	3 誰もが地域で暮らし続けるための支援の充実	(1) 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 属性に捉われない相談体制の充実 ● 人権相談 	<ul style="list-style-type: none"> ● 包括的な相談支援の実施 ● わかりやすい福祉情報の提供
		(2) 生活困窮者等への支援充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者等への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者等への支援
		(3) 自立に向けた就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な働き方への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援の促進
	4 誰もが安心して生活できる支援の充実	(1) 地域での見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者支援制度など防災対策の充実 ● 地域で育む見守り体制の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民主体の見守り活動の推進
		(2) 暮らしやすい住まいや移動手段の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅確保要配慮者等への支援 ● 市内循環バス等の利便性向上 ● バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民主体の支え合い活動の推進
		(3) 安心して暮らせるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 更生保護支援 ● 防犯活動の推進と情報発信 ● 各啓発運動への支援 	



重層的支援体制整備事業実施計画

「地域共生社会の構築」に向けて、高齢者、介護、障害者、こども・子育て、生活困窮といった各分野の相談支援体制を維持しながら、分野横断的に連携・協働する包括的な相談・地域づくり支援体制を整備します。

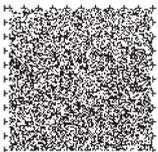
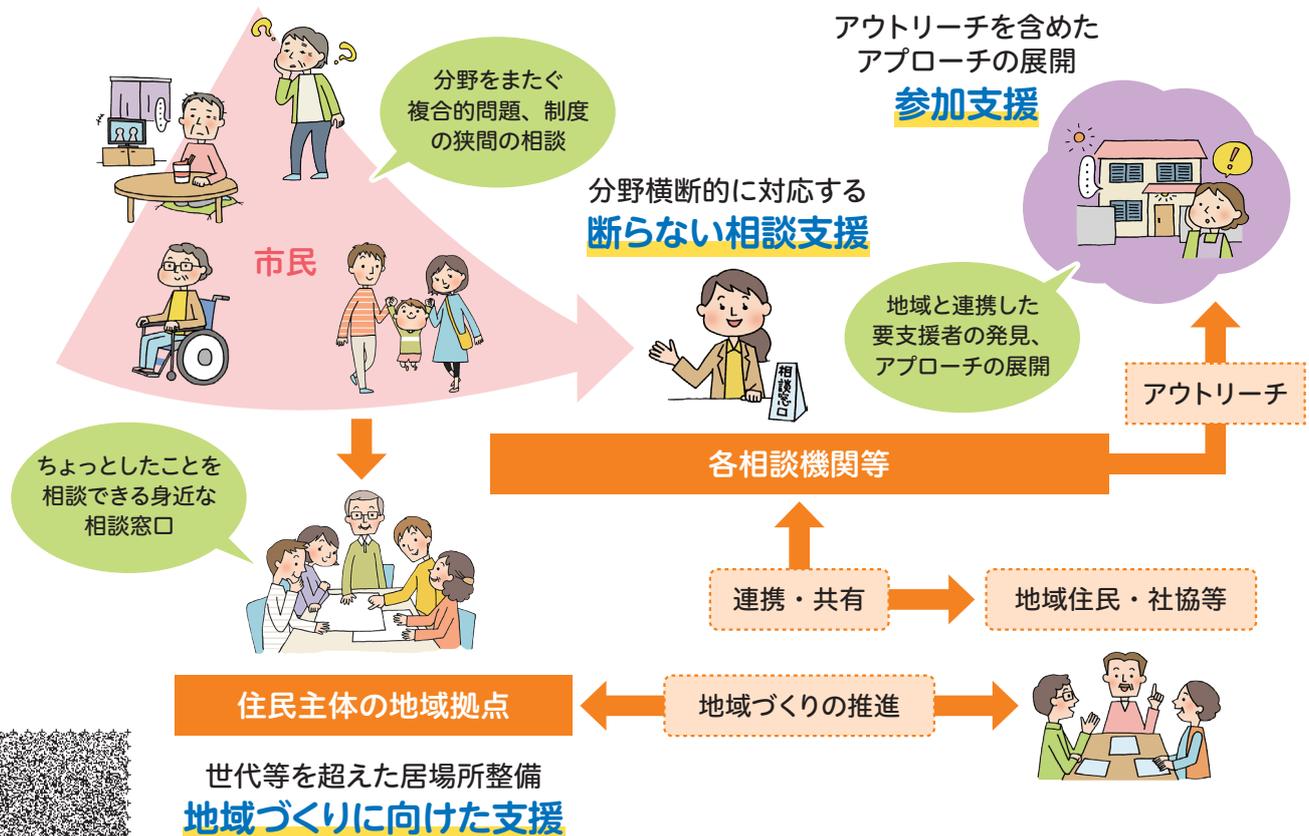
具体的な
取組

- (1) 重層的支援体制整備事業の構築
- (2) 包括的相談支援事業
- (3) 参加支援事業
- (4) 地域づくり事業
- (5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- (6) 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業とは

既存の相談支援等の取組を活かしながら、さまざまな地域の生活課題に応じた包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。

重層的支援体制全体像のイメージ



成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行うことによって、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

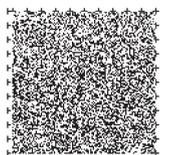
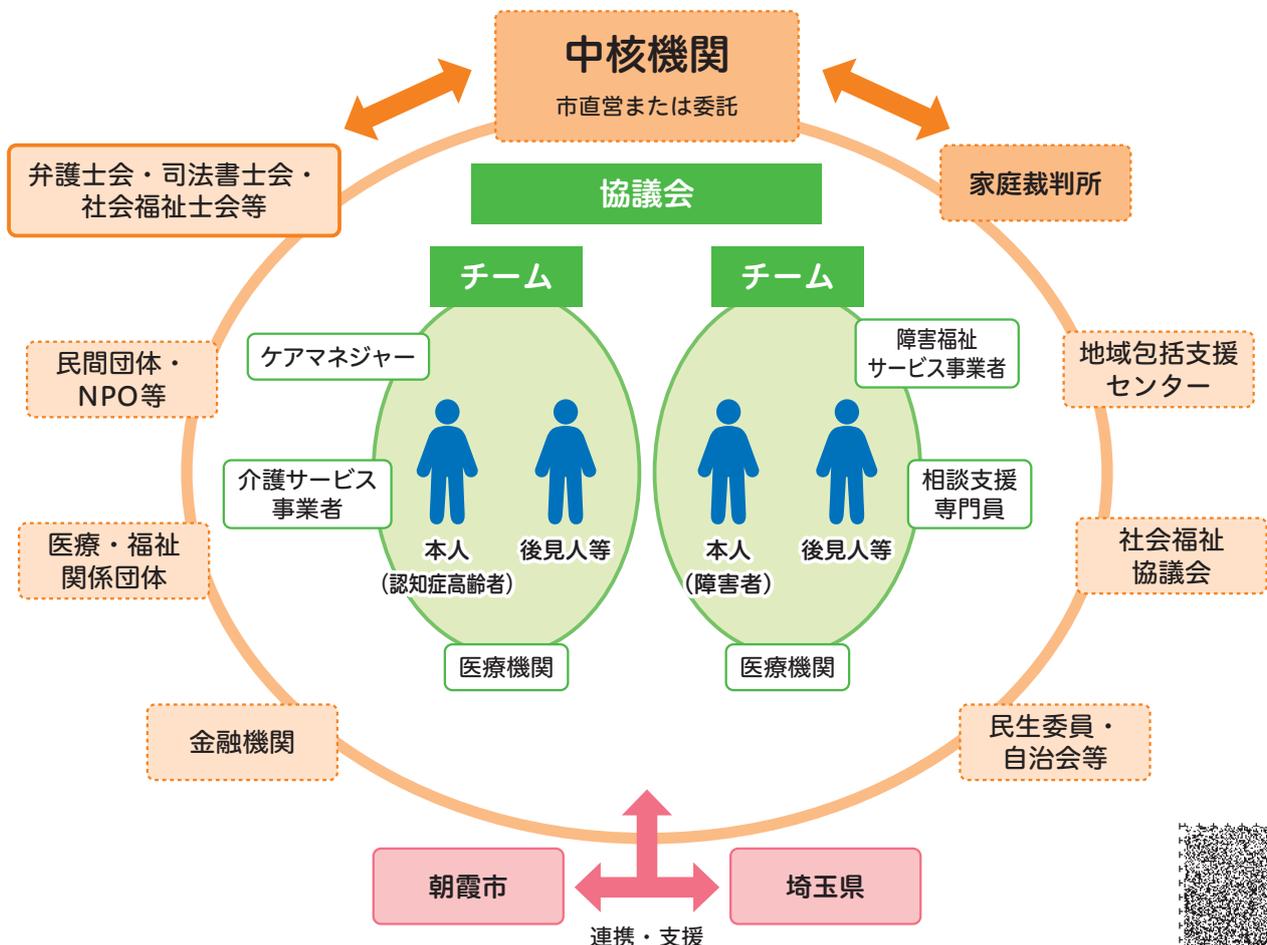
具体的な
市の取組

- (1) 成年後見制度の普及・啓発
- (2) 中核機関の設置
- (3) 成年後見制度利用支援事業の推進
(市長申立て、申立費用・報酬助成)
- (4) 市民後見人の養成、法人後見事業の推進

地域連携ネットワークとは

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組みです。従来の保健・医療だけでなく、司法も含めた連携の仕組みを構築し、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。

地域連携ネットワークのイメージ (厚労省資料を基に作成)



再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する取組を記載した「朝霞市再犯防止推進計画」を、朝霞市地域福祉計画に包含して策定しました。

具体的な
市の取組

- (1) 相談支援の充実
- (2) 地域での安定した生活基盤の確保
- (3) 更生保護活動への支援
- (4) 各啓発運動への支援

計画の推進に向けて

計画の推進

活動や取組を地域住民、関係団体、市及び社協が相互に連携して効果的に行うことで、計画の基本理念「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」を目指します。

また、市及び社協の広報紙・ホームページ・SNS等の活用や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、地域福祉の考え方や計画の内容を広く周知します。

進行管理

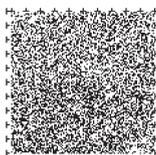
計画を立て(Plan)、実行し(Do)、その進捗状況を定期的に評価(Check)し、改善する(Action)、一連のPDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)に基づき推進します。

第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画【概要版】
令和8(2026)年3月

発行 朝霞市
社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会

編集 朝霞市福祉部福祉相談課
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1
TEL 048-463-1111 (代表)
FAX 048-463-1025
<https://www.city.asaka.lg.jp/>

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進課
〒351-8560 埼玉県朝霞市浜崎51-1
TEL 048-486-2479 (代表)
FAX 048-486-2418
<https://www.asaka-shakyo.or.jp/>



©むさしのフロントあさか

アーシャ♥るくるん